

## マイホームを持ったとき

### 確定申告の準備はお済みですか？



#### 《所得税》

平成22年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をし、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。初年度は、下記の書類を添付して確定申告をしましょう。

#### 【初年度の一般的な添付書類】

- ・住民票の写し（市役所） ・建物・土地の登記簿謄本（法務局）
  - ・住宅に係る請負（売買）契約書の写し
  - ・住宅取得資金に係る借入金（住宅ローン）の年末残高証明書（金融機関等）
- ※中古住宅、増改築、認定長期優良住宅新築、バリアフリー工事等控除を受けるための要件と必要な添付書類に関しては、佐賀税務署（☎32-7511）（自動音声案内「0」番を選択）までお問合せください。

#### 【2年目以降の手続き】

- ・給与所得者は、1年目に確定申告をすると2年目以降は税務署から送られてくる「給与所得者の住宅取得等特別控除申告書」と金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出すれば、年末調整により控除を受けることができます。
- ・自営業者等の方は、毎年確定申告での手続きが必要です。

#### ◆住宅ローン控除額の計算方法

入居年月日	控除額の計算	
平成22年1月1日 ～ 平成22年12月31日	控除期間 10年	・通常の住宅のとき 5,000万円までのローン残高 × 1%（最高50万円） ・認定長期優良住宅のとき 5,000万円までのローン残高 × 1.2%（最高60万円）

#### 《市県民税》

平成22年に入居された場合で、住宅借入金等特別控除の最大控除額まで所得税額が控除できない方については、所得税から控除しきれない額を市県民税から控除します（最高97,500円となります）。

税額控除を受けるための市県民税への申告は不要です。

#### 【所得税の還付申告受付】

◆日程 2月7日（月）～2月15日（火）※土・日・祝日を除く

◆時間 午前9時～午後4時 ◆場所 小城庁舎 1階ロビー

◆持参するもの 通帳、印鑑（認印可）、給与や年金の源泉徴収票、各種控除を受けられる場合は証明書等

“確定申告は自分で作って郵送で！”

※還付申告については、1月4日より佐賀税務署にて受付が開始されます。申告期間は混雑が予想されますので早目の申告をお願いします。また、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で確定申告書が作成でき、出力した申告書と添付書類を佐賀税務署へ郵送することもできます。

佐賀税務署 〒840-8611 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎



#### 【夜間納税相談】

1月13日（木）・27日（木）

17:30～20:00

場所 小城庁舎1階  
税務課

#### 【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

## 納期限を守りましょう！

1月31日（月）納期限

●市・県民税 4期

●国民健康保険税 8期